

刑事訴訟法 (配点 40 点)

以下の【事例】を前提に、【設問1】及び【設問2】に簡潔に答えなさい。

【事例】

1 平成29日12月15日午前2時ころ、東京都八王子市〇町内のコンビニエンスストア「セブン」において、覆面をして店内に入り込んだ男が店員に人を失神させる性能を有するスタンガンを突き付け、店員Vに対し、レジの金を全部渡すよう脅して要求したものの、Vが逃げ回りながら「警察を呼ぶ」などと言って携帯電話で電話をかける仕事をしたことから犯人が狼狽し、何も盗らずに店を出て逃走した強盗未遂事件が発生した。

Vは、110番通報により間もなく現場に駆けつけた警察官Aに対し、犯人が店の出入り口から路上に出て逃走する際、背後から店に備え付けてあったカラーボールを犯人に向かって投げつけたところ、地面に当たって割れたカラーボールの中の特殊な塗料が犯人の上着の背面に付着したこと、犯人は覆面をしており、犯人の背格好や着衣の詳細は覚えていないが、犯人は若い男で、濃い色の厚手の上着を着ていたことは間違いない旨説明した。

2 前記の説明を受けた警察官A(制服姿)は、強盗未遂事件の犯人を発見するため自転車で付近を検索していたところ、同日午前2時20分ころ、前記「セブン」から約500メートル離れた路上で、同店舗の方向から走ってきた男X(23歳)が50メートル位まで接近した際に急に立ち止り、慌てたような様子で上着のダウンジャケットを脱いで丸めて両腕で腹部付近に抱えるようにした上、Tシャツ1枚で歩き始めたことから、不審と認め、強盗未遂事件の犯人である可能性もあると考え、歩いて来るXの前に立ちはだかるように立ち、「ちょっと待って下さい。どちらに行かれるのですか。寒いのに今どうして私を見て上着を脱いだのですか。」と質問し始めたところ、Xは「ジョギングをしていたら暑くなったので脱いだだけです。」と答えたが、Xが抱えている上着を見ると、濃紺色でその外側の一部にカラーボールの特殊な塗料が付着しているのが見えた。

警察官Aは、Xが強盗未遂事件の犯人である疑いをますます強め、Xに対し、「〇町の「セブン」で強盗未遂をやってきたのか。」と聞いたところ、Aがうつむいて黙って何も答えなかったことから、Xが「セブン」で強盗未遂事件を起こして逃走中の犯人であると確信し、①同日午前2時30分ころ、Xを「セブン」で発生した強盗未遂事件の犯人として準現行犯逮捕することとし、その旨をXに告げた上その場でXの両手に手錠をかけて準現行犯逮捕した。

3 Xは逮捕に引き続き勾留され、その間警察官BがXの取り調べを担当したが、Xは、勾留開始後7日間を経ても取り調べに対して黙秘を続け、犯行を認める供述を一切しなかった。

そこで、何とか自白を得たいと考えた警察官Bは、一計を案じ、Xに対し、「担当の検事は昔からの知り合いだから、犯行を素直に認めれば、俺が検事を説得して、恐喝未遂で起訴してもらい、求刑も強盗未遂の起訴の半分以下になるようにしてやる。だから犯行を認めろ。」と申し向けたところ、Xは、実際には犯人は自分であり、このまま黙秘してもいずれは強盗未遂罪で起訴されて有罪になり、重い刑を言い渡されるのではないかと心配し、この際、犯行を自白した方が刑も半分以下になり、執行猶予になるかも知れず、得策であろうと考えた。

そこで、②Xは、警察官Bに対し、「セブン」における強盗未遂事件の犯行を記憶のままに自白し、そのXの自白が記載された供述録取書が作成された。

【設問1】

【事例】 中の下線部①の準現行犯逮捕の適法性について論じなさい。

【設問2】

【事例】 中の下線部②のXの供述録取書の証拠能力の判断に際し問題となる点を検討し、当該供述調書の証拠能力の有無を判断しなさい（設問1の解答内容にかかわらず、Xの身柄拘束手続が適法であることを前提として解答すること。）。